

# 貨物自動車運送事業者が東日本大震災の被災地域において 事業活動を行うための特例措置の創設について

貨物自動車運送事業の運転者の勤務時間等に係る基準に関し、貨物自動車運送事業者が、車両及び運転者を所属営業所から随時的に被災地域に設ける拠点に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例を創設する。

## 現 状

運転者の疲労蓄積を防止する観点から、運転者は144時間（6日間）以内に所属営業所に戻る必要がある。（「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」平成13年国土交通省告示）



## 特例による取扱い

所定の要件を満たす被災地拠点を所属営業所とみなすことにより、上記の基準は堅持しつつ、被災地域での継続的な復旧・復興事業を可能とする。



本特例措置は、平成23年9月13日から1年間の取扱いとして施行され、その後、平成24年9月に延長を行い、平成25年9月12日まで延長している。

## 特例を受けるための要件

- 1 被災地拠点
  - ① 睡眠に必要な施設の確保
  - ② 車両置場の確保
  - ③ 点呼の実施
- 2 運行管理等
  - ① 運行管理・車両管理は配車元営業所の責任
  - ② 点呼方法は次のいずれかを実施
    - ア 運行管理者又は補助者による対面点呼
    - イ IT点呼  
(配車元営業所がGマーク営業所の場合)
    - ウ ア及びイのいずれも困難な場合  
配車元営業所の運行管理者等との電話点呼の都度、申し合わせがなされている他の自動車運送事業者の補助者の選任要件を満たす者により当該運転者の疾病等の状態について、対面による確認を受ける。
  - ③ 日常・定期点検整備の実施
  - ④ 配車車両に係る記録の保存
  - ⑤ 業務の処理方法について運行管理規程等に明記

## 平成28年3月31日まで延長

- ※ 配車先の被災地拠点を管轄する運輸支局（岩手・宮城・福島）においては、毎年度末に届出事業者から自主点検表を提出させ、輸送の安全確保等に係る確認を行い要件の徹底・周知を図るとともに、法令違反等が認められた場合には、配車元営業所を管轄する運輸支局等と連携し、必要な措置を講じる。
- ※ 配車元営業所を管轄する運輸支局等は、法令違反の事実が確認された場合は監査等を行い、必要な措置を講じる。